

(4) 整備資格面積

※ 整備資格面積・・・学級数に応ずる必要面積から保有面積を控除した面積。
 新增築の国庫補助対象となる面積である。

必要面積・・・文科省の基準により、学級数等に応じて算出される、
 教育を行うのに必要な最低限の面積。

校舎及び屋内運動場の整備資格面積は、表4のとおりである。

校舎の整備資格面積は、必要面積の基準改定が行われた平成9年度は大幅に増加したものの、その後は減少を続けた。平成15年度から整備資格面積に多目的スペースの面積が算入されることとなったため、小学校校舎の整備資格面積は一時的に増加したが、令和2年度まで減少の傾向が続いている。令和3年度においては、対前年度比1.9%増加となった。中学校については、1.2%の増加となった。

屋内運動場の整備資格面積は、平成9年度から徐々に減少していたが、令和3年度においては、小学校で対前年度比1.3%増加しており、中学校では4.8%増加となった。

なお、屋内運動場の保有状況は、表5のとおりである。

表4 整備資格面積の推移

区 分		年 度						
		27	28	29	30	1	2	3
小学校	校 舎	(6.7)	(6.6)	(6.6)	(6.6)	(6.5)	(6.5)	(-)
		5.9	5.5	5.5	5.0	4.9	4.6	4.7
	82,317	76,350	75,830	67,384	65,159	60,734	61,867	
	屋 体	(21.3)	(21.1)	(21.0)	(20.9)	(20.6)	(20.6)	(-)
19.8		19.3	18.9	18.4	17.9	17.1	17.2	
74,629	72,287	69,894	66,953	64,090	59,335	60,038		
中学校	校 舎	(4.2)	(4.1)	(3.9)	(3.7)	(3.6)	(3.7)	(-)
		2.4	2.1	2.2	1.8	2.0	1.9	1.9
	17,960	15,514	16,036	12,925	14,016	12,856	13,029	
	屋 体	(15.9)	(15.6)	(15.5)	(15.4)	(15.0)	(15.0)	(-)
13.5		12.7	12.3	12.2	11.7	11.9	12.4	
26,445	24,564	23,241	23,080	22,134	22,310	23,382		

(注) 中段の数値は、必要面積に対する整備資格面積の割合であり、上段()数値は全国の比率である。(令和3年度は12月末時点で未発表のため掲載していない)

表5 屋内運動場の保有状況

区 分	保有校数		未保有校数		計	
	校	%	校	%	校	%
小 学 校	(18,913)	(97.8)	(425)	(2.2)	(19,338)	(100.0)
	348	98.9	4	1.1	352	100.0
中 学 校	(9,143)	(96.8)	(302)	(3.2)	(9,445)	(100.0)
	153	98.7	2	1.3	155	100.0
計	(28,056)	(97.5)	(727)	(2.5)	(28,783)	(100.0)
	501	98.8	6	1.2	507	100.0

(注) 上段()数値は全国の数値である。(令和2年度の値)